

## まつもと Re-Design Hub 規約

### (名称)

第1条 本会は、まつもと Re-Design Hub (マツモト リ デザイン ハブ) と称する。

### (目的)

第2条 本会は、デジタルで大都市並みに仕事ができ豊かに暮らせるまちを目指し、産学官金の力を結集させ、地元企業の競争力を高めるデジタル化の支援を行い、もって“デジタルシティ・松本”の実現に寄与することを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的のため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地元企業のデジタルマインドの醸成に関すること。
- (2) 地元企業のデジタル化の支援に関すること。
- (3) デジタルシティ・松本の実現に向けた研究

### (委員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する事業者、研究機関、金融機関及び行政機関の委員により構成する。ただし、反社会的な活動を行う団体又はこれに従事する者は委員となることはできない。

- 2 プロジェクト実施上、構成員として必要と認められる者については、総会の協議を経て、会長はその者を加入させることができる。その際、加入する者は別に定める入会申込書を提出するものとする。
- 3 本会を退会しようとする委員は、別に定める退会申出書を提出するものとする。
- 4 委員が本規約に違反したとき、本会の名誉を毀損する行為を行ったとき、その他委員を除名すべき正当な事由があるときは、総会の協議を経て、会長は当該委員を除名することができる。

### (役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- 2 役員は、総会において、委員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 役員が任期中に辞任したとき、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 役員が行う職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第7条 本会に、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、本会の推進に係る業務全般に対し、助言を行う。

(総会)

第8条 本会に総会を置く。ただし、必要に応じて、全委員の持ち回り審議（書面またはメールによる回答を含む）によって、これに代えることができる。

- 2 総会は、委員をもって構成し、会長がこれを招集する。
- 3 会長は、議長として総会を運営する。
- 4 総会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 5 総会の議決は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ない理由のため総会に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、表決をし、又は議長若しくは代理人に表決を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 会長は、第2条の目的を達成するため必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を求めることができる。
- 8 総会の開催方法は、対面開催のほかオンラインを活用した開催をすることができる。

(総会の種類等)

第9条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、年1回開催し、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
  - (2) 活動計画及び活動報告に関すること。
  - (3) 役員及びアドバイザーの選出に関すること。
  - (4) その他重要な事項に関すること。
- 3 臨時総会は、臨時に審議し、若しくは報告を受ける事項があるとき、又は委員の3分の1以上の要求があったときに開催する。

(課題別部会)

第10条 第3条の活動の具体化、効果検証等を行うため、本会に課題別部会を設置することができる。

(活動年度)

第11条 本会の活動年度は、毎年4月1日から翌年の3月末日までとする。

(事務局)

第12条 本会の事務を処理するため、松本市総合戦略局DX推進本部内に事務局を置く。

2 事務局は、委員の意向を丁寧に把握し、第2条の目的を達成するための運営方針や活動計画の進行について調整する。

(秘密情報の保持及び管理)

第13条 秘密情報とは、本会の活動を通じて委員及び事務局（アドバイザーを含む。）（以下「委員等」という。）が入手した情報のうち、次に掲げるものをいい、会長が管理責任者となる。

- (1) 個人情報
- (2) 特定の企業を識別できる情報
- (3) 委員の営業上又は技術上の情報で、開示の際に当該委員が秘密指定したもの
- (4) その他開示者である委員等が秘密情報として指定したもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 委員等が知り得た時点で、既に公知となっていた情報
- (2) 委員等が知り得た時点で、開示者である委員等から秘密情報に当たらない旨の通知を受けた情報
- (3) 委員等が知り得た後、委員等の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (4) 委員等が第三者から、秘密保持義務を課されることなく適法に入手した情報

3 委員等は、秘密情報を第2条の目的以外に使用してはならない。

4 委員等は、第三者に秘密情報の開示又は漏えいをしてはならない。ただし、第三者への秘密情報の開示が必要な場合は、当該開示について、開示者である委員等の同意を得るものとする。

5 前項の規定にかかわらず、法令に基づき司法機関又は行政機関の要請により秘密情報の開示を要求された場合は、事務局は、会長と協議の上、当該要求の範囲内で開示することができる。ただし、当該開示者である委員等に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

6 第1項から前項までの規定は、委員が退会し、又は本会が解散した後も効力を有するも

のとする。

(知的財産権等の帰属)

第14条 本会の活動の過程において新たに生じた知的財産権(産業財産権、著作権等をいう。)、その他会長が重要と認める権利の帰属は、会長と協議の上、決定し、総会に報告するものとする。

(書類等の備付け)

第15条 本会は、事務局に活動に係る書類及び収支に係る帳簿を備え付けるものとする。

(雑則)

第16条 本規約に定めのない事項や、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定め、都度、総会において報告する。

附 則

(施行期日)

本規約は、令和4年5月16日から施行する。